

上ヶ原浄水場再整備等事業
実施方針

平成 31 年 2 月 15 日

神戸市

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業の事業内容に関する事項	1
2	実施方針に関する事項	4
3	特定事業の選定に関する事項	6
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	民間事業者選定に関する基本的な考え方	7
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	7
3	募集及び選定手続等	7
4	入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
5	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12
6	提出書類の取扱い	13
7	特別目的会社に関する取扱い	14
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担	15
2	提供されるサービス水準	15
3	事業者の責任の履行に関する事項	15
4	市による事業の実施状況のモニタリング	15
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1	施設の立地条件	17
2	施設の規模	17
3	施設の整備要件等	17
第 5	事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
1	係争事由に係る基本的な考え方	18
2	管轄裁判所の指定	18
第 6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	19
1	本事業の継続に関する基本的な考え方	19
2	本事業の継続が困難となった場合の措置	19
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2	財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
3	その他の措置及び支援に関する事項	20
第 8	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	21
1	債務負担行為	21

2 情報公開及び情報提供	21
3 本事業において使用する言語	21
4 入札参加に伴う費用負担.....	21
5 実施方針等に関する問い合わせ先	21
様式.....	22
様式1：実施方針等に関する説明会参加申込書	23
様式2：上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見書	24
別紙.....	25
別紙1：事業予定地位置図.....	26
別紙2：事業に係るリスク分担	27

第1 特定事業の選定に関する事項

神戸市（以下「市」という。）の貴重な自己水源である千苺貯水池を水源とした上ヶ原浄水場は、リスク分散の観点から水系が異なる阪神水道企業団の水系へのバックアップ機能を有しており、さらに位置エネルギーの有効活用が期待できる立地でもある。

しかしながら、浄水場施設の老朽化が進んでおり、次の100年も安定的に神戸へ水を送るためには、再整備が必要であるが、一方で、市では水需要減少による給水収益の減少が進んでおり、整備事業においてのコストの縮減や、運営事業においての効率的な施設運用が必要となっている。

本事業では、上ヶ原浄水場を再整備し、良質な水を安定的に供給する上水道施設全体（以下「上水施設」という。）を新設するとともに、事業者による効率的な施設運用が行われることを目的とする。

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

上ヶ原浄水場再整備等事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水施設

(3) 公共施設の管理者

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

(4) 事業予定地

西宮市仁川百合野町1番40号

（事業予定地位置図を、別紙1「事業予定地位置図」に示す。）

(5) 対象となる事業の概要

本事業は、上ヶ原浄水場を再整備するために、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が上水施設の設計業務、建設業務、工事監理業務を行った後、上水施設の所有権を市に移転し、維持管理期間を通して上水施設の運転管理業務、保全管理業務（保守点検・修繕等）及びその他施設運用に係る業務（以下「維持管理業務」という。）を実施するものである。

(6) 事業の範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、市と事業契約を締結し、事業者が以下の対象業務を行うものとする。

また、市は第三者委託を予定しており、水道管理業務受託者となった事業者は受託水道業務技術管理者を置き、上水施設の維持管理業務を行う。

本事業の対象施設と、事業者の行う対象業務及び市が実施する業務は、以下のとおりである。

① 対象施設

ア 新設する施設（上水施設）

- (ア) 浄水処理設備（着水井、混和池、フロック形成池、沈澱池、急速ろ過池、粒状活性炭接触池、浄水池等）
- (イ) 薬品注入設備（薬品注入棟、薬品注入ポンプ、薬品タンク等）
- (ウ) 排水処理設備（排水池、濃縮槽、脱水機棟、脱水機等）
- (エ) 電気・計装設備（受変電設備、停電対策設備、監視制御設備、テレメータ設備等）
- (オ) 事業予定地内配管
- (カ) 管理棟（中央監視制御室）
（管理棟は他の施設との合築も可とする）
- (キ) 外構施設（フェンス、門扉等）

イ 撤去する施設

- (ア) 場内の不要な導・送水管
- (イ) 工水分配井
- (ウ) 工水沈澱池1号、2号、3号
- (エ) 薬品注入設備
- (オ) 電気・計装設備
- (カ) 既設管理棟

② 対象業務

ア 統括マネジメント業務

- (ア) 事業の統括業務
- (イ) 計画策定業務
- (ウ) 市との調整業務
- (エ) 事業者のグループ内の調整業務
- (オ) モニタリング業務
- (カ) 業務報告書の作成業務

イ 上水施設再整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務

ウ 上水施設維持管理業務

- (ア) 計画策定業務およびセルフモニタリング業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 保全管理業務
- (エ) 水質管理業務
- (オ) 災害・事故対策業務
- (カ) 安全衛生管理業務
- (キ) 教育・研修業務
- (ク) 施設公開業務
- (ケ) 保安業務

- (コ) 清掃業務
- (サ) 浄水汚泥等の処分業務
- (シ) 事業終了後の引継ぎ業務

③ 市が実施する業務

- (ア) 原水供給
- (イ) 市内への送水量調整（神呪量水井の下流側）及び事業者への必要浄水量の通知
- (ウ) 水質検査
- (エ) 事業者のモニタリング（建設モニタリング、運営モニタリング）
- (オ) サービス対価の支払
- (カ) 工業用水道事業との調整
- (キ) 阪神水道企業団との調整

(7) 事業方式の概要

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業方式は、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式（以下「BT0 方式」という。）とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から 5 年間を整備期間とし、その後の 15 年間を維持管理期間とする。

(9) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 32 年 3 月
整備期間（※）	平成 37 年 3 月末日まで
維持管理期間	平成 37 年 4 月～平成 52 年 3 月
事業終了	平成 52 年 3 月末日

※整備期間中に約 6 ヶ月程度の試験運転を行うこと。

(10) 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなる。
なお、支払方法の詳細は、入札説明書等において示す。

① 上水施設の設計・建設・工事監理に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、上水施設の設計・建設・工事監理に係るサービス対価については、年度ごとに事業契約書に基づいて事業者を支払う。

② 上水施設の維持管理に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、上水施設の維持管理業務に係るサービス対価については、事業契約書において予め定める額を維持管理期間に渡り事業者を支払う。

(11) 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、後日公表を予定している本事業の要求水準の案を示した書類（以下「要求水準書」という。）の（素案）を参照すること。

(12) 留意事項

① 工業用水道施設の工事

本事業では、上ヶ原浄水場内の工業用水道施設（以下「工水施設」という。）の機能を改良する工事が完了し、工水施設の機能が新たに確保されたことが確認された上で、既存の工水施設の撤去工事を開始する。撤去工事に先行して実施する仮設工事等があった場合や工水施設の残工事があった場合には、場内及び搬出入経路の動線確保において、同工事との調整が必要となる。なお、工水施設の工事は、平成33年3月までを予定している。

また、現在、工水施設の工事の前段階として、処理機能等の確認をすべく、試運転を実施しており、その結果によっては、工事内容や工事期間に変更が生じる可能性がある。

② 工水施設の運転の継続

本事業の施設整備は、上ヶ原浄水場内で稼動している工水施設の運転を継続させながら実施する必要がある。

③ 場内におけるその他の工事

事業期間内に、上ヶ原浄水場内において、新設浄水池から神呪量水池までの送水管新設工事を予定している。また、阪神水道企業団の施設（神呪量水池）を改良する工事も計画されている。場内及び搬入経路の動線確保において、これらの工事と調整する必要がある。

④ 千苺導水路の工事

事業期間内に、千苺導水路の水管橋の更新工事を予定している。同工事中（平成36年9月終了予定）は、導水を停止しているため、試運転を計画する際に留意する必要がある。

2 実施方針に関する事項

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明する。説明会の日時、開催場所、参加申し込み方法は次のとおりとする。

- 開催日時：平成 31 年 3 月 1 日（金） 10 時~11 時
- 開催場所：神戸市役所 4 号館 8 階 802 会議室にて実施する。
- 参加者：本事業に参加を希望する民間事業者
応募状況により、1 社あたりの人数を制限する場合がある。

- 申込方法：実施方針等説明会参加申込書（様式 1）を神戸市ホームページ（第 8 1 を参照のこと。以下同様とする。）からダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 31 年 2 月 22 日（金）までに、郵送又は電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。（参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel とする。）

- 申込先：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（市役所 4 号館 6 階）
神戸市水道局経営企画部計画調整課
電子メール：uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp
- 留意事項：説明会会場では、実施方針を配布しないので、神戸市ホームページに掲載している実施方針を持参すること。また会場には説明会用の駐車場は設けない。

(2) 実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に記載された内容に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。

- 受付方法：意見・質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問・意見書（様式 2）に記入し社印を押印して提出すること。また記入したデータも必ず提出することとし、使用する様式のファイル形式（Microsoft Excel 形式）は変更しないこと。
- 提出方法：郵送又は電子メール
- 提出場所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（市役所 4 号館 6 階）
神戸市水道局経営企画部計画調整課
TEL : 078-322-5875
電子メール：uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp
- 締切日：平成 31 年 3 月 15 日（金）

(3) 実施方針に関する意見・質問への回答

実施方針に関して提出された意見・質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 31 年 4 月 12 日（金）に、神戸市ホームページにて公表することとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないこととする。

(4) 実施方針の変更

実施方針の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、書類の内容を見直し、変更することがある。変更を行った場合には、実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

3 特定事業の選定に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFMに関するガイドライン」、実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより、上ヶ原浄水場の再整備について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容と合わせて、神戸市ホームページを通じて公表する。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に上水施設の設計、建設、工事監理、維持管理並びにこれらに付随し、関連する全ての業務の実施を求めるものである。事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号））により事業者を選定する予定である。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、以下「WTO協定」という）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(1) 特定事業の選定	平成31年5月
(2) 入札説明書等の公表	平成31年6月
(3) 入札説明書等に関する質疑回答	平成31年6月
(4) 資格審査書類の受付締切	平成31年6月
(5) 資格審査結果の通知	平成31年6月
(6) 提案書類の提出	平成31年9月
(7) 非価格要素及び価格要素の審査	平成31年12月
(8) 総合評価の実施	平成31年12月
(9) 落札者の決定	平成31年12月
(10) 基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
(11) 特別目的会社の設立	落札者の決定後速やかに
(12) 契約詳細の詰め	平成31年12月～平成32年2月
(13) 事業契約の締結	平成32年3月

3 募集及び選定手続等

(1) 特定事業の選定

実施方針等に対する質問及び意見、市での検討等を受けて、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべきか否かを判断し、実施することが適当であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）等で構成される書類一式（以下「入札説明書等」という。）を公表・交付する。

市は、入札公告時に入札説明書において予定価格を公表する。

(3) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催し、市の考え方を説明する。

なお、具体的な日程、申し込み方法等は、入札説明書において提示する。

(4) 現地見学会の開催

入札説明書等の公表後、本事業の対象施設の現地見学会の実施を予定している。

現地見学会の開催要領の詳細については、入札説明書において提示する。

(5) 入札説明書等に関する質問及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付ける。また、質問は、市の回答とともに公表するものとする。

なお、具体的な日程、申し込み方法等は、入札説明書において提示する。

(6) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する入札参加表明書、参加資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、これらの書類の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示するものとする。

(7) 入札書及び提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札書及び事業提案書の提出を求める。

なお、入札書及び入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した提案書類（以下「事業提案書」という。）の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示するものとする。

(8) 落札者の決定

市は、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定し、通知する。また、落札者の決定について公表する。

(9) 事業契約等の締結

落札者と市は基本協定を締結し、落札者が出資し、本事業の遂行を目的として設立する会社（以下「特別目的会社」という。）と市とは事業契約に関する協議を行い、事業契約を締結する。なお、市は事業契約の締結に関して、議会に報告を行う。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の全体構成

入札参加者は、次の要件を満たすものとする。

- ア 入札参加者は、本事業を実施することを表明する単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
- イ 入札参加グループが本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続きを行うこととする。
- ウ 入札参加グループを構成する企業のうち、事業開始後、「キ」に示す特別目的会社から業務を直接受託又は請負する企業を構成企業、うち特別目的会社に出資する企業を出資企業、構成企業から業務を直接受託又は請負することを予定している企業を協力企業として位置付け、参加表明書及び資格審査書類の提出時に入札参加グループの構成企業及び協力企業を明らかにする。
- エ 構成企業は、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業からなることとする。なお建設業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。
- オ 入札参加企業又は入札参加グループの構成企業は、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業になることができないものとする。また、協力企業も同様に、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業になることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加グループの協力企業が落札した入札参加グループの構成企業から業務を再受託することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得るものとする。
- カ 原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。
- キ 選定された入札参加企業又は入札参加グループの構成企業のうち出資企業は、選定後直ちに（事業契約の締結に向けて）本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立を行うこととする。

(2) 入札参加者の入札参加資格要件（共通）

入札参加グループの構成企業及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 市の指名停止処分を受けている者。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 条の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第 2 項の規定による通告がなされている者。
- ク 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ケ 本事業に係る一括発注方式による入札支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。
なお、一括発注方式による入札支援業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社日本総合研究所
（所在地：東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号）
 - ・株式会社東京設計事務所
（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号）
 - ・西村あさひ法律事務所
（所在地：東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号）

(3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

入札参加者の構成企業で、設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を行う企業は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。なお、入札参加者の1構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものの、建設業務と工事監理業務の兼務は認めない。また、親会社と子会社の関係にある者同士による建設業務と工事監理業務の兼務も認めない。

ア 設計業務を行う構成企業の要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- (ウ) 平成 30・31 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (エ) 上水施設の設計業務を行う企業は、平成 16 年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上上の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の基本設計もしくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。
- (オ) なお、(エ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

イ 建設業務を行う構成企業の要件

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 経営事項審査の総合評定値が、土木一式工事について 1,200 点以上、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事のそれぞれについて 1,000 点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する企業が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。
- (ウ) 平成 30・31 年度神戸市競争入札参加資格者名簿の「土木一般」、「建築一般」、「電気一般」、「管一般」、「機械器具設置」、「水道施設」のいずれかに登録されていること。
- (エ) 上水施設の建設業務を行う企業は、平成 16 年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力 10,000 m³/日以上上の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。ただし、建設業務を行う企業が複数である場合は、その構成員のうちの 1 者が満たせばよいものとする。

(オ) なお、(エ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

ウ 工事監理業務を行う構成企業の要件

(ア) 上記ア 設計業務を行う構成企業の要件と同等のものとする。

エ 維持管理業務を行う構成企業の要件

(ア) 平成30・31年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 経営事項審査の総合評定値が、機械器具設置工事について1,000点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(ウ) 上水施設の維持管理業務を行う企業は、平成16年度以降に完了もしくは受注した実績で、公称能力10,000 m³/日以上の水浄能力を有する急速ろ過方式の上水道の水浄場の維持管理業務実績（元請としての実績を有すること）があること。ただし、維持管理業務の実施を担う企業が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(4) 参加資格の喪失

入札参加グループの構成企業が、参加表明書及び資格審査書類提出日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該入札参加グループの参加資格を取り消すものとする。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と入札参加グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとする。詳細は入札説明書等で示す。

5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 事業者選定評価委員会の設置

市は、事業者提案の審査に際して、学識経験者等により構成する上ヶ原浄水場再整備等事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

(2) 審査の内容

市は、事業者選定評価委員会で得られた委員の評価を取りまとめ、事業提案書の内容について総合的に評価を行うものとする。審査内容の詳細は入札説明書等で示す。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととする。なお、提案審査の際に、入札参加者に対してヒアリングを行う。

ア 資格審査

入札参加企業又は入札参加グループの各構成企業が共通の参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

イ 提案審査

提案審査は下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

(ア) 定量的評価

入札価格を基に評価するものとする。なお、入札価格が予定価格を超えた場合は失格とする。

定量的評価方法の詳細については、入札説明書等で示す。

(イ) 定性的評価

入札参加グループが提出した提案書に基づき、事業実施に関する項目、施設再整備に関する項目、施設維持管理に関する項目についての提案内容を勘案して評価するものとする。

(4) 事業者の選定

市は、提案内容を総合的に評価の上、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。また、決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知する。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、神戸市ホームページに掲載する。

(6) 契約交渉及び契約手続き

市は、決定した落札者と契約手続きを行う。

(7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、いずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表する。

6 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しない。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとする。

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、神戸市情報公開及び個人情報保護に関する条例などの法令に基づき、公開されることがある。

7 特別目的会社に関する取扱い

市は、特別目的会社との間で事業契約を締結することとする。この際、事業者の構成企業は事業提案書において各構成企業が請負又は受託することとなっている業務を、特別目的会社から請負又は受託することとする。なお、特別目的会社は会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。

なお、構成企業からの特別目的会社に対する出資は、株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成企業以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

代表企業は、構成企業における最大出資者かつ、株主総会における全議決権の3分の1を超える議決権を保有すること。

また、提案内容に基づき予め市が承認した場合に限り、議決権株式の譲渡により代表企業を交代することを認めることとするが、その条件の詳細は入札説明書等で示す。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙2「リスク分担表(案)」に示すとおりとする。

なお、別紙2で示したリスク分担は現段階の案であり、実施方針等への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に公表する事業契約書(案)により、リスク分担に関する条件を明確化する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準は、上水施設の性能に関して規定することとする。要求するサービス水準の詳細については、入札説明書等で示す。

3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、責任を持って履行することとする。

なお、事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、次のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は入札説明書等で示す。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金の納付に代わる措置
- ウ 履行保証保険付保等による保証措置

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者の提案内容に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、履行内容の定期確認(定期モニタリング)を実施するものとする。

また、市が、事業者の報告内容が事実行為として行われているか等の確認が必要と考える場合においては、市は随時に現場への立入りによる事実の確認(随時モニタリング)を行うことができることとする。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとする。

(2) モニタリングの対象

市は、事業者が実施する設計、建設、工事監理、維持管理等の業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行う。

モニタリングには、上水施設の性能に係る確認も含む。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認するものとする。

なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはない。

(3) モニタリングの時期

モニタリングは、原則として、設計時、建設時（試運転時を含む）、工事完成時、維持管理時、事業終了時の各段階において行う。

(4) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示する。

(5) モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とする。

(6) 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められていた水準が維持されていない場合、修復勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となる。

なお、減額等の考え方については、入札説明書等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 事業予定地

西宮市仁川百合野町1番40号

(2) 都市計画等に関する事項

ア 用途地域	: 第2種住居地域および第2種低層住居専用地域 第3種風致地区
イ 防火地区	: 指定なし
ウ 高度地区	: 第2種高度地区および第1種高度地区
エ 建ぺい率	: 40%
オ 容積率	: 100%および150%
カ 緑地の確保	: 開発区域の30%以上の緑地

(3) 地形、地質等

平成29年度に実施した地質調査結果を、要求水準書（素案）において示す。

(4) 敷地周辺設備

ア 道路整備	: 特になし(現状通り)
イ 電気	: 上水施設にて高圧受電(6.6kV、1回線)とする
ウ 生活用水	: 上水
エ プラント排水	: 下水道
オ 生活排水	: 下水道
カ 雨水	: 道路側溝に放流
キ ガス	: 本支管・引込管理設あり
ク 電話線	: NTT柱から引き込み

2 施設の規模

浄水能力: 70,000 m³/日

3 施設の整備要件等

上水施設の配置、施設及び構造に係る要件などの詳細及び現在想定している管理対象範囲等については、要求水準書（素案）において示す。

第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。なお、市が考える措置の詳細については、事業契約書（案）で示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがある。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがある。

事業者が倒産し、又は事業者の財政状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがある。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行う。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。なお、事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、水道局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとする。

第8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

本事業に関する予算措置は、平成31年度の当初予算にて、債務負担行為を定めるよう
手続をするものとする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

<本事業に係るホームページ>

http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/suidoujigyuu/uegahara_saiseibi.html

3 本事業において使用する言語

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4 入札参加に伴う費用負担

事業者の入札参加にかかる費用については、すべて事業者の負担とする。

5 実施方針等に関する問い合わせ先

担当部局	神戸市水道局経営企画部計画調整課
郵便番号	〒650-8570
住 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所4号館6階）
電 話	078-322-5875
F A X	078-322-6179
電子メール	uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp

様式

様式 1 : 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 : 上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見書

※上記様式について、本事業に係るホームページからダウンロードしたものを使用すること。

様式1：実施方針等に関する説明会参加申込書

様式1

平成 31年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

(あて先) 神戸市 水道局 経営企画部 計画調整課

「上ヶ原浄水場再整備等事業」に係る実施方針説明会に参加します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属	
担当者役職・氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参加人数	

※ 各企業単位で御提出ください。

なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

様式 2 : 上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見書

様式 2

平成 31 年 月 日

上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見書

(あて先) 神戸市 水道局 計画調整課

「上ヶ原浄水場再整備等事業」に関する実施方針について、質問・意見を別添のとおり提出します。

会社名		
会社所在地		
担当者所属		
担当者役職・氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

■実施方針に関する質問・意見内容

No	タイトル	実施方針の該当箇所	内容
		頁 章 節 項	
例	×××について	9 2 4 1 ウ	(記入例) ○○について、…。

※注意事項

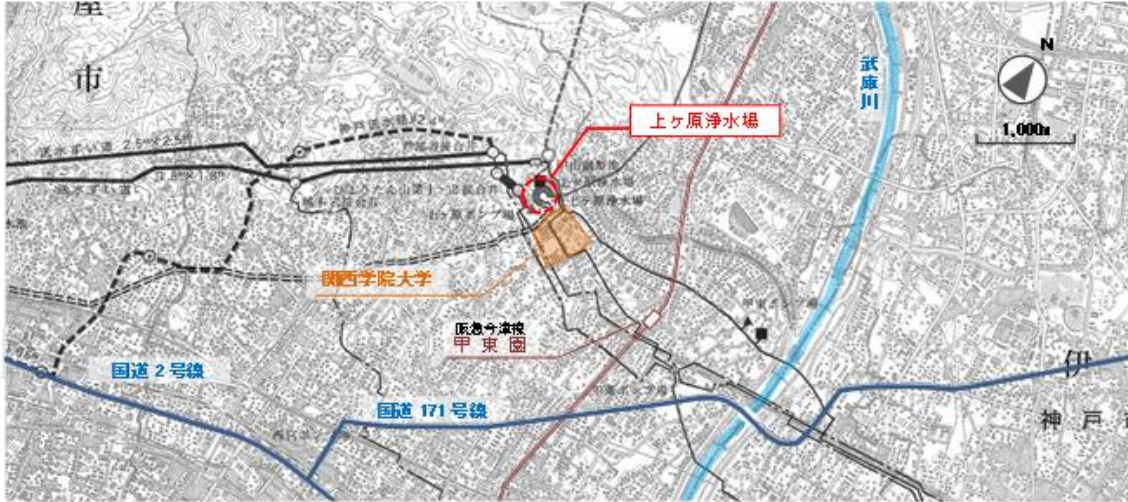
- ※1: 簡潔かつ具体的に記載してください。
- ※2: 該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※3: 行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※4: それぞれの資料ごとに当該箇所の順に記入してください。
- ※5: 行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。

別紙

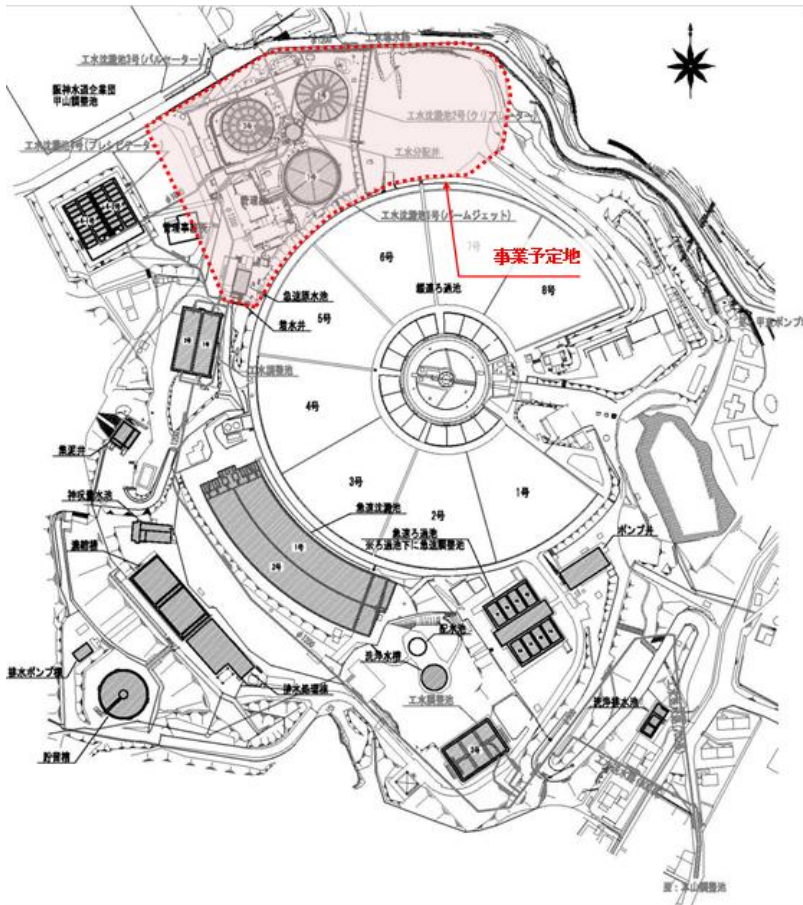
- 別紙 1 : 事業予定地位置図
- 別紙 2 : 事業に係るリスク分担

別紙1 : 事業予定地位置図

1. 上ヶ原浄水場の位置



2. 浄水場内の事業予定地の範囲



別紙２：事業に係るリスク分担

リスク項目	内容	市	事業者	
共通	募集要項	記載内容の変更、入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	契約締結	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延・届出に関するもの		○
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止に関するもの	○	
		対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関するもの	○	
		浄水業務の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関するもの	○	
	制度・法令変更	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
		一般に適用される関係法令・許認可の変更等		○
	税制変更	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○	
	消費税変更	消費税の変更に関するもの	○	
	第三者賠償	市の帰責事由による事故に対する第三者賠償	○	
		事業者の帰責事由による事故に対する第三者賠償		○
	住民対応	本施設の設置に関する住民反対運動等	○	
		事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理等）に関する住民反対運動等		○
	環境問題	市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		○
		本事業を実施する上で避けられないもの	○	
見学者事故	事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		○	
安全確保	調査、工事、維持管理等における安全性の確保		○	
資金調達	本事業実施に際して必要となる資金調達の不調	○		
物価変動	建設段階でのインフレ/デフレ（物価変動）		○	
	維持管理段階での一定範囲内のインフレ/デフレ		○	
	維持管理段階での一定範囲を超えるインフレ/デフレ	○	△	
債務不履行	市の帰責事由による事業の中止・延期	○		
	事業者の帰責事由による事業の中止・延期		○	
不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△	

※○：主たるリスク、△：従たるリスク

リスク項目		内容	市	事業者
計画 設計 段階	測量・調査	市が実施した地形・地質等現地調査に関するもの	○	
		事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの		○
	計画変更・ 遅延	市の帰責事由による計画変更、遅延	○	
		事業者の帰責事由による計画変更、遅延		○
建設 段階	用地	募集要項などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等	○	
	工事遅延	市の帰責事由による工事遅延（工水施設や阪神水道施設の工事の影響等）	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延		○
	工事費増大	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	工事監理	工事現場管理に関するもの		○
		工事監理に関するもの		○
施設性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		○	
安全性確保	工事現場における事故等の発生		○	
維持 管理 段階	計画変更	事業者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの		○
		上記以外の事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	原水水量	供給される原水等が不足し、処理生産水量を下回る場合（渇水、管路事故、工水施設への原水の送水等）	○	
	原水水質	供給される原水の一定範囲内での水質変動		○
		供給される原水の一定範囲を超える水質変動	○	
	原料・ユー ティリティ	電気・ガス等の供給停止に関するもの		○
		薬品や電気・ガス等の使用量の変動		○
	施設性能	要求水準の未達		○
	施設の瑕疵	新設対象施設の瑕疵が見つかった場合		○
	施設の破損	事故・火災等による修復等		○
施設・設備の老朽化、劣化			○	
維持管理費 の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○		
	上記以外の事由による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○	
汚泥の処分	汚泥の処分に関する費用の増大		○	
事業終了 時	事業終了時の 手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、SPCの精算手続きに伴う評価損益等		○
	事業終了時の 施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○

※○：主たるリスク、△：従たるリスク